

新たな資源管理システムにおける管理手法

[管理区分ごとのTACの配分]

- 設定されたTACは、大臣管理区分と都道府県へ配分する。
 - ◎ 配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、漁業の実態その他の事情を勘案して、TAC魚種ごとに資源管理基本方針に定める。
 - ◎ 漁獲量の比較的多い都道府県には数量を明示して配分する。漁獲量の比較的小さい都道府県には、配分数量を明示せず、「現行水準」とする。（目安とする数量は示す。）
- TAC超過防止のためのセーフティーネット又は想定外の大量の来遊等に対する数量超過のリスク低減措置として、必要に応じ「留保枠」を設定し、国で管理する。
 - ◎ 留保枠からの配分の条件はTAC魚種ごとに決定する。
 - ◎ 二国間入漁協定により、外国漁船に割り当てる数量も留保枠に含める。

